



館山市マスコットキャラクター
© studio crocodile・館山市

たてやま 農業委員会だより



「私たちが農業委員です！よろしくお願いします！」

農業委員会法の改正に伴い、新たな農業委員会制度が始まりました。農業委員は市長の任命制に変更され、新設の農地利用最適化推進委員が農業委員会より委嘱されました。7月25日の初総会で農業委員会会長には脇田安保氏、会長職務代理者には杉田恒雄氏が選任されました。

2面に農業委員及び農地利用最適化推進委員の一覧を掲載しています。

就任にあたって



農業委員会会長
脇田 安保

新たな農業委員会制度が始まり、農業委員会の主たる任務が担い手への農地等の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、「農地等の利用の最適化」を積極的に推進していくこととなりました。

このような重要な時期に会長の大役をお任せいただき、改めて責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。

館山市の農業発展のため、農業委員、農地利用最適化推進委員が十分連携し、「農地等の利用の最適化」に向け、活動していきますので、よろしくお願いいたします。



新しい農業委員、農地利用最適化推進委員です。よろしくお願いします。

農業委員(9名)

担当地区	氏名	担当地区	氏名
館山	安西純夫(沼)	豊房	三上英男(飯沼)
北条	※ 石井康博(高井)	館野	◎ 脇田安保(稲)
那古・船形	○ ※ 杉田恒雄(亀ヶ原)	九重	川名初江(江田)
西岬	※ 山崎一正(坂井)	—	※ 原 晴美(館山)
神戸	※ 寺田哲雄(藤原)		

◎会長 ○会長職務代理 ※新任

【新設】農地利用最適化推進委員(13名)

担当地区	氏名	担当地区	氏名
館山	松坂誠一(上真倉)	豊房	鈴木 巖(大戸)
北条	鈴木義久(八幡)		坂口熹宏(神余)
那古・船形	石井俊之(正木)	館野	山岸喜憲(国分)
	渡邊正直(那古)		小澤勝洋(山本)
西岬	出口勇爾(西川名)	九重	加藤 悟(二子)
神戸・富崎	和泉淳一(布沼)		北見富夫(竹原)
	片岡 淳(犬石)		

農地の改良についてのお願い

「農地の改良」とは農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とし、農地の所有者または耕作者が行う農地の盛土又は切土などの行為のことをいいます。

具体的には農地の埋め立てをし、田から畑にしたり、上質の土を入れ替えて土壌改良をすることです。

この「農地の改良」の埋立等を行う場合、建設課や環境課などの他法令等の許可を必要とする場合は、**農地造成の一時転用の許可申請(県知事許可)**が必要となります。

他法令等に該当しない小規模な場合は、**軽微な農地改良の届出(農業委員会届出)**をしていただきます。

農地の改良を行う場合の留意点

- 土地の所有者が自らの意思に基づいて行うもの。
- 埋め立てや盛土の土質は現状の耕作土と同等以上のものを使用する。
- 残土処分を目的としたものではないこと。
- 道路・水路に接して盛土する場合は建設課(管理者)と協議をすること。
- 500㎡かつ250㎡以上の埋め立てについては環境課へ申請が必要。
- 周辺への悪影響を与えるおそれがないこと。

他法令等の許可を必要とする農地造成の一時転用許可申請の場合は、県知事許可となりますので、申請から許可までに1か月以上かかります。

軽微な農地改良の届出については、改良を行う1か月前までに届出をお願いします。いずれにしても、農地を埋め立てる前には必ず農業委員会にご相談ください。



農地パトロールを実施しています

農業委員会では遊休農地の解消、違反転用の発生防止と早期発見のため、**農地パトロール(利用状況調査)**を実施しています。

9月から10月にかけて、農地利用最適化推進委員が各地区を巡回します。場合によっては、皆さんの農地に立ち入ったり、お話を伺うこともあります。

また、調査後には農地の活用に向けた取り組みを進めるため、遊休農地の所有者等を対象に「利用意向調査」を実施します。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

**【農地の違反転用】 農地法の許可を受けず農地を農地以外のものにする事
罰則 3年以下の懲役、又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下)**



本紙のカラー版を館山市農業委員会
のホームページでご覧いただけます。
インターネットでご検索ください。

館山市農業委員会

検索



皆さんの農地を生きましょう!



【農地中間管理事業の仕組み】（農業振興地域の農地に限ります）

農地を貸したい
なあ・・・

出し手

借受け

農地中間管理機構

- ①農地を借り受けます
- ②担い手がまとまりのある形で
農地を利用できるよう配慮して
貸し付けます
- ③必要に応じて、農地の利用条件
を改善します

(公社) 千葉県園芸協会

よし、
規模拡大しよう!

担い手

貸付け

協力金の内容

- ①地域集積協力金（地域）
集落などの農地をまとめて（2割超）
機構へ貸した場合
1.5～2.7万円/10a(新規分)
1.0万円/10a(新規分以外)
- ②経営転換協力金（個人）
離農又は畑に専念するため水田等の部門をやめ、その農地を機構へ貸した場合
（担い手は除く）
貸付面積に応じて
3～70万円/戸
- ③耕作者集積協力金（個人）
連続する2筆以上の農地などを機構へ
貸した場合 1万円/10a



【申込み・問合せ】

農水産課 ☎ 22-3396
千葉県園芸協会 ☎ 043-223-3005

※協力金については、予算の状況により、
単価調整を行い減額等する場合があります。

編集後記

今年も実りの秋を迎え
ました。

今夏は8月に曇りや雨の
日が多く、日照時間が少な
い状態が続きました。農作
物が育つこの時期に天候不
順が続くと、生育状況への
影響が懸念されます。

館山市では長年、農業従
事者の高齢化、後継者不足
などが進み、遊休農地が増
えている中で、担い手への
農地集積・集約化が課題と
なっています。

農業委員と農地利用最適
化推進委員が連携し、地域
の農業が発展できるよう、
この課題に取り組んでまい
ります。

編集委員

安西純夫
石井康博
山崎一正

※「あぐり人」は紙面の都合で
お休みします。